

水道料などは？

われわれ住民の日常生活にもつとも関係が深く、直接、経済面に影響する「水道料」などは、いつたい、どうなるのかね？……

たとえば、合併によつていつべんにハネ上げるようなことはないかね！

| 水道関係の手数料（抜すい） | |
|---------------|------------|
| 種別 | 料金 |
| 申込手数料 | 1件につき 100円 |
| 設計手数料 | 設計額の100分の3 |
| 水道証明手数料 | 1件につき 50円 |
| 督促手数料 | 1件につき 20円 |

◆ はい、決してそんなことはありません。特に「水道料」は、ご指摘のように皆さんの家計にも、すぐひびきますので、当分の間は統一料金とせず、**2市1町現行のままの額**ということにしました。なお、その他の関係についても、あまりいままでとかわらないことを基本方針にしました。

なるほど！……



2市1町それぞれに、町内会とか、自治会、

町内会などは？

区といったような組織をもっているが、どうなるのかね？…それに、運営や、補助金などもまちまちのようだしね！

◆ ご心配はごもつともです。……そうした組織は、もともと強制的につくられたものではなく、自主的につくられるものではありますが、実際には、役所と住民皆さんとの連絡上かかすことのできない**重要な役目**を果してくれています。それゆえに、十分ではありませんが、補助をするかたちを各市町ともつてきました。そこで、

- (1) 一応は、いまの単位組織のまま運営することとし、適当な時期に代表者の会合をひらき、**円満な協議**をする。この場合には、なるべく**組織の内容が統一**されるように市で指導をする。
- (2) 名称で「本町」というような2市1町に全く同じか、或いはよく似た名前がありますので、**関係単位代表者の会合**をもち、そのかたがたの**意見を尊重**してどうしてゆくかを決める。
- (3) 補助については、**実質的に**いままでの2市1町が**実施してきた内容を下まわらないよう**に配慮した統一的な援助をする。
- (4) とても大きい町内と、小さい町内などまちまちだが、将来、「**住居表示方式**」といったような**新しい制度**がしかれた場合にはこうした点を改めてゆく。

と、いのように決めました。いずれにしても、市と、町内代表者の方が十分話し合つて最もよい方法でゆくことになるわけです。

…なるほどね！

公共的な団体は？

ところで、いろいろと公共的な団体が2市1町にあるわけだが、合併するとどうなるのかね？……

◆ はい！ ご指摘のとおり、2市1町にある「**公共的**」とみなされる団体が実は**2百数十団体**もあります。このうちで、法律で当然ひとつにならなければならないものはたつた3団体しかあり

ません。そこで、残りの2百数十にも及ぶ団体を内容的に検討してみますと、

- (1) 同じ団体だが、市、町別にそれぞれ単位組織をもち独立しているもの
- (2) 名称はちがうが、目的とか、組織体は全く同じ系統のもの
- (3) 上記を除き、それぞれ独立しているもの

などいろいろです。したがって、法律に基づいた団体を除いては、それぞれの自主性にまかせる以外に適当な方法はありません。

しかし、これらの公共的団体も、この「**市町の合併**」という**行政の一体性**にむかつて進んでいることをお考え願ひ、いろ



いろ難しいことがあるとは思いますが、この際なるべく**円満な統合**をのぞむ……ということにしました。

一部事務組合と

というのは、どん

な組合なんだね？……

一部事務組合は？

◆ はい！ 市や町が、お互いに協同して組織している組合のことをいいます。たとえば「**教育植林組合**」は、吉原市・富士市・鷹岡町で組織していました。結局、2市1町の間だけで組織されていた組合は、合併によつて当然解消することになるわけです。これ以外にごく少数ですが、2市1町以外の市や町と組織している組合はそのまま存続されることになっております。

なるほど！……

読者にお答え

新市名について、その後、吉原市民・富士市民のかたから、ご意見がよせられていますが、現在、協議中の問題でありますので、市名についてのご質問に対しては、しばらく、お答えを差しひかえさせていただきますからご了承下さい。

(事務局)